

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第43回）議事録

1 日時 平成30年7月18日（水） 14時00分～15時00分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、岡田 羊祐、熊谷 亮丸、知野 恵子、  
森川 博之（以上5名）

（2）専門委員（敬称略）

一井 信吾、河村 真紀子、佐藤 治正（以上3名）

（3）総務省

（総合通信基盤局）

渡辺 克也（局長）、古市 裕久（電気通信事業部長）、  
小笠原 陽一（総務課長）、竹村 晃一（事業政策課長）、  
藤野 克（料金サービス課長）、大塚 康裕（料金サービス課企画官）、  
深堀 道子（番号企画室長）

（4）事務局

後潟 浩一郎（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）報告事項

- ① 「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」  
について 【平成29年11月15日付け諮問第1226号】
- ② 「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」について  
【平成30年4月10日付け諮問第1228号】

## 開 会

○山内部会長　それでは、ただいまから、第４３回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日の出席状況でございますけれども、委員が８名中５名が出席しておりますので、定足数を満たしております。ご報告を申し上げます。

## 報告事項

①「平成３１年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」について

【平成２９年１１月１５日付け諮問第１２２６号】

○山内部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題ですけれども、報告事項が２件となっております。本日の会議は、案件の説明のために、接続政策委員会から佐藤主査代理に、電気通信番号政策委員会から一井主査代理、河村専門委員にご出席をいただいております。

それでは、議題の１番目、諮問第１２２６号「平成３１年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」についてでございます。本件は、接続政策委員会において調査・検討を行っていただいておりますけれども、本日は同委員会の主査である相田委員がご欠席ということでありまして、同委員会の主査代理である佐藤専門委員よりご説明をお願いしたいと思います。

それでは、佐藤専門委員、どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤専門委員　それでは、「平成３１年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」につきまして、接続政策委員会における調査・検討の結果をご報告いたします。

本件は、昨年１１月１５日開催の当部会において、接続政策委員会で調査・検討を行うこととされたものでございます。その後、接続政策委員会を８回開催し、関係事業者ヒアリングや論点整理など、議論を積み重ね、お手元の資料４３－１－２のとおり、委

員会としての報告書を取りまとめさせていただきました。

目次をご覧ください。報告書の構成ですが、第1章では、接続料の現状として、これまでの経緯や電気通信市場の環境変化等についてまとめております。第2章以降では、本件の検討事項に沿って、それぞれ考え方をまとめております。第2章の長期増分費用方式の適用等では、平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式のモデルの適用方法について、考え方をまとめております。長期増分費用モデル研究会で新たに作成された改良PSTNモデルと改良IPモデル。2つのモデルの適用方法について、まずは改良PSTNモデルによって接続料算定を行うこととし、これが公正な競争環境の確保の見地から適切でない場合には、2つのモデルの組み合わせによって接続料算定を行うことが適当としております。

報告書の概要を資料43-1-1にまとめておりますので、詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。

以上です。

○山内部会長　それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○大塚料金サービス課企画官　事務局でございます。

お手元の資料43-1-1により説明させていただきます。冒頭1ページの「検討の経緯等」、それから3ページの「報告書の構成」につきましては、ただいま佐藤主査代理からご紹介いただきましたので割愛させていただきます。報告書の章立てに沿って、以下、概要を説明させていただきます。

まず第1章「接続料の現状」について、4ページをお願いいたします。左側のグラフに契約数の推移をまとめてございます。青い線、加入電話とISDNの契約数は一貫して減少傾向にございまして、足元におきましては、前年度比約8.4%の減少ということになってございます。また、グラフにはございませんけれども、通信の量、トラヒックにつきましても、同様に、一貫して減少傾向ということになってございます。一方、右側は、接続に当たって必要となりますコストでございまして、接続料原価の推移を表してございます。青い線、長期増分費用方式により算定いたしました接続料原価につきましては、足元で、前年度比約6.7%の減少という姿になってございます。

こうした推移の結果でございまして、接続料の推移を次の5ページに掲げてございます。通信量、通信料原価のいずれも、今ほど申しましたとおり、一貫して減少傾向にございますが、通信量の減少率が接続料原価の減少率を上回って推移しております

ため、接続料の単価は年々上昇してございまして、5ページの左側にあります棒グラフのとおり、平成30年度について長期増分費用方式導入以来、最高水準というところまで達してございます。

また、電気通信市場の環境変化といたしまして、5ページの右側にまとめられてございますとおり、NTT東西は平成33年から37年にかけて、交換機によって構成されるネットワークから、ルータによって構成されるIPネットワークへと段階的に移行する方針を公表されているところでございます。以上を前提といたしまして、「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」について検討がなされたところでございます。

第2章「長期増分費用方式の適用等について」でございまして、31年度以降の適用のあり方自体の前に、IP網への移行後を見据えた接続料算定のあり方について、基本的な考え方がまとめられてございます。6、7ページにより、4点ご紹介させていただきます。

まず6ページでございまして、1.1「IP網への移行過程及び移行後における長期増分費用方式の適用について」でございまして。当面のPSTNの利用について、また、今後のIP網への移行局面について、接続料算定における非効率性の排除とともに、公平性、透明性の確保が可能な長期増分費用方式を適用することの意義は依然として変わらないとされてございます。また、6ページ下段でございましてけれども、1.2の「IP網への移行時の接続料算定に関する留意点」といたしまして、接続ルート切替の順序や時期は、必ずしも当該接続事業者の都合のみによって決まらないという事情を踏まえまして、事業者間で接続料負担の差異が生じないようにするための措置として、個別事業者の接続ルート切替の前後で接続料を区別せず、単一の料金を適用する方法が考えられるとされてございます。

次に、7ページをお願いいたします。1.3「次々期適用期間以降の接続料算定に向けた検討課題」といたしまして、2点まとめられてございます。メタルIP電話で用いる設備の内容、それから実際費用の見通し等につきまして、NTT東西は、できる限り早期に明確にしていくことが求められるということが、まず、まとめられてございます。また、もう一点、長期増分費用モデルの今後の見直しに当たっては、ユニバーサルサービスに関する今後の検討状況を踏まえつつ、光ファイバなどメタル回線以外の方法によってもサービス提供が可能な設備構成とする等、技術の進展を反映した、より効率的な

モデルを検討することが必要とまとめられてございます。

また、1.4におきまして、「事業者間協議における着信接続料の設定」について取り上げられてございます。長期増分費用方式は、NTT東西の加入者交換機能等の接続料算定に適用されるものでございますけれども、NTT東西以外の事業者の固定網への着信接続料について、事業者間協議において合意が得られず、裁定がなされる場合において、原価等の算定に当たって、近似的に長期増分費用方式を用いることとされてございます。こうしたベンチマークへの活用可能性も念頭に、今後、長期増分費用方式モデルのさらなる改良の検討を進めることが必要とされてございます。

次に8ページをお願いいたします。第2章の後半、「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用」について説明させていただきます。総務省は、平成28年10月より、長期増分費用方式モデル研究会において、平成31年度以降の接続料算定に適用可能なモデルといたしまして、交換機から構成されるネットワークを前提とする改良PSTNモデル、それから、交換機等のIP化によって一層の効率化が図られたモデルである改良IPモデル、この2つのモデルについて検討いただき、昨年7月に報告書を取りまとめていただきました。これを受けまして、接続政策委員会において、平成31年度以降の接続料算定に当たっての長期増分費用方式の適用について検討がなされてございます。

8ページの中ほど、明朝のところに考え方がまとめられてございます。まず、1点目でございますとおり、長期増分費用方式の適用に当たっては、実際のネットワークがどのような設備構成で設置されているかにとらわれず、現在想定される高度で新しい電気通信技術を利用した効率的な設備構成を想定することが制度の趣旨に適合しており、モデル研究会において新たに策定された改良IPモデルを用いて接続料算定を行うこととするのは、公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に適合しているとまとめられてございます。他方、明朝の2点目でございますけれども、既存利用者の円滑な移行への考慮も必要であり、効率的なネットワークへの移行を瞬時に行うことができないことも事実とされているところでございます。こうした中、3点目でございますが、現時点において、IP網を前提とした算定への移行を終了する時期を特定するのは時期尚早と考えられることから、当面の間はIP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応することが、より適切であるということが整理されてございます。

この考え方を受けまして、8ページの上段のゴシックの箇所でございますけれども、

次期適用期間における接続料算定は、段階的な移行の手段として、まずは改良PSTNモデルにより行うこととしつつ、仮に、改良PSTNモデルによる接続料水準が利用者料金との関係でスタックテストの検証に耐えられないということが分かった場合には、改良PSTNモデル単体での算定に代えまして、改良PSTNモデルと改良IPモデルとの組み合わせへ移行の段階を進めることとするということがまとめられてございます。

両モデル、改良PSTNモデルと改良IPモデルを組み合わせでの接続料算定について、詳細を9ページに掲げてございます。GC接続、それからIC接続といった通信形態ごとに両モデルにより算定した値を、4対1、3対2等、いずれかNTT東西が選択する比率により組み合わせ、スタックテストの検証に耐え得る接続料の水準を設定するとされてございます。以上が、第2章「長期増分費用方式の適用等」の内容でございます。

次いで、第3章以下の内容について説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。第3章「NTSコストの扱い」でございます。き線点RT-GC間伝送路コストにつきましては、通信量の増減に感応しないNon-Traffic Sensitive Costの一つでございますけれども、接続料原価において賄われてきてございます。仮に、このコストを接続料原価に算入し続ける場合には、これを算入しない場合と比較して、IC接続料で見まして、3分間当たり2円あるいは2.5円ほど高いものとなります。

他方、このコストを全て基本料の費用範囲内において回収するというところにいたしますと、現状、ユニバーサルサービス基金への拠出事業者の大宗が、番号単価相当額をそのまま利用者に請求しているという状況においては、利用者負担が大幅に増大するということが見込まれるところでございます。

これを踏まえまして、次期適用期間におけるNTSコストの取り扱いでございますけれども、「固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申」で提言されておりますユニバーサルサービス制度の検討を行った上で、当該コスト、NTSコストの扱いについて見直しを行うべきとまとめられてございます。

次の項目、12ページをお願いいたします。第4章「東西均一接続料の扱い」でございます。NTT東西の接続料原価は、それぞれに算定されるものでございまして、接続料は別々に算定され、設定することが原則でございますが、これまで利用者料金において地域格差が生じることへの懸念から、東西均一接続料が採用されてきたところでござ

います。今回の検討におきましては、例えば改良PSTNモデルで計算したIC接続料において、平成33年度で1.6円から1.9円ほど東西間の格差が生じる見込みとなつてございまして、依然として東西別の接続料に是正することは、負担の変動が著しく大きくなるということから、現実的ではないとされてございます。

なお、次々期適用期間以降につきましては、IP網への移行状況や移行後の提供サービスにおける利用者料金と接続料との関係等を踏まえまして、検討を行うことが適当とされてございます。

次に、13ページをお願いいたします。第5章「接続料算定に用いる入力値の扱い」でございまして。入力値につきましては、平成26年度から28年度までのデータを用いまして、3つの予測方法による接続料を算定し、その予測値と実績値との乖離幅、当年度実績値との乖離幅について検証を行いました。この結果、従来採用されてまいりました予測方法、すなわち、前年度下期と当年度上期の通信料を通年化するという予測方法が、依然として適当であるとされてございます。

次に14ページをお願いいたします。第6章「PSTN接続料と光IP電話接続料との関係」でございまして。この点につきまして、PSTNと光IP電話とは異なるネットワークであり、設備構成、それから機能等に差異があることから、両者の接続料を加重平均して、接続料として適用することは行わないことが適当であるとされてございます。

なお、次々期適用期間以降につきましては、メタルIP電話と光IP電話とがコアネットワークを共有するということとなりますものの、原価算定方式、それから機能等の差異が依然として存在することを踏まえまして、同一接続料とする場合の方法等を改めて検討することが必要とされてございます。

引き続き、第7章「新たな算定方法の適用期間」でございまして。これまで、多くの場合において適用期間が3年とされておりますことに加えまして、次々期に向けたモデルの見直しや接続料算定の在り方に関する検討に、2から3年程度の期間を要すると想定されることから、今般、平成31年度以降の接続料算定方式の適用期間は3年間とすることが適当とされてございます。

最後でございまして。15ページをお願いいたします。第8章「今後の接続料算定の在り方について」でございまして。1点目、国内の固定電話市場においては、ネットワークのIP化は着実に進んでございます。2点目、それにもかかわらず、次々期適用期間以降の接続料につきまして、依然としてPSTNの要素を用いて算定し続けるということ

になりますと、接続料を支払う接続事業者にとって、より大きな費用負担となるところでございます。接続事業者自身が、いかに自らのネットワークのIP化によって効率化を図ったといたしましても、それによっては、その費用負担は変わらないものでございまして、ネットワークのIP化や光化等による効率化へのインセンティブが十分に働かないおそれがあるとまとめられてございます。

最後でございますが、固定電話サービスが、これまでと同様に、社会経済活動に不可欠な基盤として、誰もが利用可能な料金水準で今後も提供されるためには、需要に応じた効率的なサービス提供がなされる必要がありますところ、接続料についてもネットワークのIP化や光化等の技術の進展を踏まえた、さらなる低廉化が促進されるような仕組みを検討していく必要があるとまとめられてございます。

以上、今後の接続料算定のあり方を含めまして、接続政策委員会の報告書の内容をご紹介させていただきました。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

その上で、佐藤委員から何かコメント等ございますか。

○佐藤専門委員　　特に今はないです。

○山内部会長　　よろしいですか。

それでは、今、ご説明がありました内容について、ご意見、ご質問があればご発言願いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ、熊谷委員。

○熊谷委員　　どうもありがとうございました。

報告書の内容に関しては、全く異議はございません。その中で、15ページの部分で、34年度からの検討する視座を与えていただいたということで、ここは非常に評価できるのではないかと考えます。

特に私が傾聴に値すると思ったのは、2つ目の丸の下から二、三行目のあたりで、ネットワークのIP化だとか、光化等によるさらなる効率化へのインセンティブが十分に働かないおそれがあるということ。それから、3つ目の丸の部分の上2行のあたりで、固定電話サービスが、これまでと同様に、社会経済活動に不可欠な基盤として、誰もが利用可能な料金水準で今後も提供されるためには、需要に応じた効率的なサービスの提供がなされる必要がある。特にこのあたりは、今後の検討に際して非常に重要な視点だと思っておりますので、ここは非常にいい視座を与えていただいたのではないかと。

以上、意見として申し上げたいと思います。



○山内部会長　　ありがとうございます。ほかにご発言ございますか。

今回の接続料の話は、例のPSTNの巻き取りの問題がありますので、それを見据えた方向性というのを示していただいたということで、重要な意義を持っていると思っております。

どうぞ。

○佐藤専門委員　　今ご意見いただいたとおりで、新しいネットワークがこれから出て新たにIP化が進んでいく、光化が進んでいく。やっぱりこのネットワークをいかにうまく使って、効率化も働かせて、新しいサービスの開発やユーザーの利便性を高めるというところにつなげていくかというのが大事だと思います。今のコメントはおっしゃるとおりで、そういう意味では、コストを下げる効率化のインセンティブだけでなく、それを広くいろんなユーザーに適用できるような、そういう意味でのインセンティブも図っていく必要があるかと思いました。どうもありがとうございました。

○山内部会長　　そのほか、本件についてご発言は。特によろしゅうございますか。

それでは、今ご意見いただきましたが、お聞きのように、報告書について大きな修正を要するものではなかったと理解しております。つきましては、本報告書を当部会の答申（案）として了承いたしまして、意見招請の手続を行いたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山内部会長　　ありがとうございます。それでは、具体的な手続は事務局にお願いしたいと思っております。

## ②「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」について

【平成30年4月10日付け諮問第1228号】

○山内部会長　　続きまして、2つ目の議題ですけれども、諮問第1228号「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」についてでございます。本件は、電気通信番号政策委員会において、調査・検討を行っていただきました。本日は、同委員会の主査である相田委員がご欠席ということでございますので、同委員会の主査代理である一井専門委員よりご説明をお願いしたいと思っております。また、同委員会から河村専門委員にもご出席いただいております。

それでは、一井専門委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○一井専門委員 電気通信番号政策委員会の主査代理といたしまして、「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」についての検討結果をご報告いたします。

固定電話番号、いわゆるO A B～J番号ですけれども、これを利用する転送電話サービスについては、例えば法人職員が外出時に自社の固定電話番号を使用した発着信を行うなどのニーズがあります。一方、固定電話番号から想起する地域やサービスとは異なる発着信でも、通話の相手にはその固定電話番号による発着信であるかのように装うことも可能であるなど、固定電話番号が確保してきた識別性や、これを通じた社会的信頼性の前提に疑義が生じかねない状況となってきました。

固定電話番号の識別性や社会的信頼性を確保し、番号を適切に使用して転送電話を提供する事業者が、適切にサービス提供を行い、かつ利用者が安心してサービスを利用できる、こういうことを目的として、転送電話に関するルールの明確化が求められてきております。

このため、本報告書では、地理的識別性及び社会的信頼性の確保、通話品質の識別性の確保、緊急通報の確保、並びに、番号指定事業者からの番号の卸提供による転送電話サービスの提供について、そのあり方について提言しております。さらに、今後の取り組み、フォローアップについても提言しております。

本件につきましては、4月10日の電気通信事業政策部会において諮問が行われてから、相田主査のもと、電気通信番号政策委員会を計5回開催し、議論を重ねてまいりました。具体的には、4月13日に諮問事項の説明を受け、転送電話関係事業者などへのヒアリングを行い、論点整理にかかわる議論を経て、7月10日に報告書を取りまとめた次第です。

本報告書の詳細につきましては、委員会事務局より説明していただきますので、よろしくお願いいたします。

○山内部会長 ありがとうございます。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○深堀番号企画室長 それでは、資料43-2-1に基づきましてご説明させていただきます。

1ページ目をごらんください。検討に当たっての基本的な考え方でございます。固定電話番号、いわゆるO A B～J番号につきましては、電気通信事業者が固定電話サービ

スを提供する際に使用されてきた番号であり、番号を見ることによって、発着信を行っている地域がどこであるか、固定電話であるという、サービスの種類が識別できる、また通話品質も確保されているなど、社会的な信頼性があるものとして、国民生活に広く浸透しているものです。

こうした中で、転送電話に関しましては、例えば法人の職員が営業や出張、テレワークなどの場合に、会社の固定電話番号を利用した発着信を可能とするサービスについてはニーズもありますし、加入電話の時代も含め、従来から提供されてきているというものでして、こうしたサービスをうまく活用していくことによって、働き方改革への寄与や、利用者利便の向上も期待されております。

他方で、近年、転送電話につきましては、多様な形態のサービスが提供されるようになってきており、一般利用者の方々からごらんになったときに、固定電話番号から想起する地域やサービスとは異なる発着信も可能になってきており、この場合、通話の相手に対して、固定電話番号による発着信であるかのように装う、すなわち一般利用者に対して、意図的に誤認をさせるといったことも可能となっております。このようなサービスがどんどん拡大していきますと、これまで固定電話番号が確保してきた識別性や、これを通じた社会的な信頼性といったものの前提に疑義が生じていくこととなります。

現行制度におきましては、固定電話番号を転送ではなく、通常の固定電話サービスとして使用される場合には、地理的識別などのさまざまな条件の確保が求められておりますが、固定電話番号が転送電話に使用される場合のルールは、十分に整備されてきておりませんでした。このため、どのような転送サービスが許容されて、どのような転送サービスが許容されないのかといった基準が不明確になっており、サービス利用者の利便、一般利用者の方の保護、事業者のサービス提供に係る正当性や公平性、予見可能性などを確保するという観点から、課題が顕在化してきていた状況でした。

今般の番号の使用に関する電気通信事業法の改正も契機としまして、固定電話番号の識別性や社会的信頼性を確保しながら、番号を適正に利用して、転送電話を提供している事業者には、円滑なサービスの提供を促進いただいて、また利用者が安心してサービスを利用できるようにしていくために、転送電話に関するルールを明確化する観点から、今回、検討が行われたものでございます。

2 ページ目をごらんください。検討の進め方でございますが、本年4月以降、電気通信番号政策委員会におきまして、計5回の会合が開催されまして、事業者及び利用者の

両方の視点から検討が行われてきました。まず、固定電話番号を使用する転送電話につきまして、この転送電話サービスを提供されている事業者さんを対象に、ヒアリングを実施しまして、事業者によるサービスの提供実態がどうなっているか、提供形態の類型につきまして、例えば、提供主体が総務省から直接固定電話番号の指定を受けた固定電話事業者、番号指定事業者かどうか、あるいは、総務省から固定電話番号の指定を受けずに、番号指定事業者からサービスの卸提供を受けて固定電話を使用している事業者、番号非指定事業者か、また提供内容についても、着信転送と発信転送のいずれか、あるいは両方か、また対象が法人か個人か、また転送先のネットワークはどのようなものかなどに着目した類型を整理いたしました。

また、本件においては、固定電話番号を使用する転送電話における番号の識別性や信頼性、そして、サービスの利便性に関する一般の利用者の方々の認識が大変重要になると考えられますので、ウェブによる回答を求める方式により利用者アンケートを行い、1,050の有効な回答を得ました。

さらに、一般利用者の視点を踏まえた検討を行うため、消費者相談や消費者トラブルの現場の意見、また最終消費者に不利益のないサービスのあり方等について、委員会の中で、委員の方々によるプレゼンテーションなども実施いただきました。

3ページをごらんください。各事業者で提供されている転送電話サービスにつきまして、事業ヒアリングを行い、提供形態を把握して、類型を整理した結果がこちらの図にまとめられております。

まず、ページの上半分が番号指定事業者による転送電話サービスになりますが、全ての固定電話サービス事業者において、左上のような着信転送サービスが、固定電話サービスのオプションサービスの形で提供されております。これは、事業者Aが提供する固定電話サービスをX社が利用者として利用されていて、ふだんオフィスで固定電話を利用されているX社の社員の方が、外出時などにも固定電話にかかってきた電話を受けられるようにするために、会社の固定電話番号から携帯電話などに転送を行う形態のサービスで、番号区画内に利用者拠点があり、固定端末が固定回線を設置されています。このような着信転送サービスは、法人向け、個人向けの両方が提供されており、転送区間についても、携帯電話や050IP電話など、既に番号を有するサービスへの転送となっており、番号の観点から、何らかの規制がかかっている状況でございます。

次に、右上の図が番号指定事業者による発信転送サービスとなりますが、こちらは、

X社の社員が外出中に携帯電話などから発信した場合でも、通話の相手には会社の固定電話番号を見せる形で電話をかけることができるサービスとなります。これは、事業者Aが固定電話サービスと携帯電話サービスの両方を提供している場合のみ行われており、また対象も、法人向けサービスのみとなっております。番号区画内に利用者拠点があり、固定端末や固定回線も設置されているということとして、転送区間も着信転送の場合と同様に、携帯電話や050IP電話など、既に番号を有するサービスへの転送ですので、番号に係る何らかの規制がかかっております。

ページの下半分が、総務省から直接番号の指定を受けておらず、他事業者から卸提供を受けてサービスを行っている番号非指定事業者の転送電話サービスとなります。この転送電話のサービスを提供する事業者は、事業者Aから卸提供を受けた事業者Dとなりますが、転送設備がクラウドPBXである場合には、番号区画には、固定端末や固定回線は設置されておらず、また利用者拠点に関しても、番号区画内にあるかどうか、確認されている事業者が多いものの、確実ではないという状況でございます。このような転送サービスは、主に法人向けに行われているとのことで、着信転送と発信転送の両方が行われており、転送区間についても、番号のないインターネット網となる場合には、番号に係る規制はかからない状況です。

4ページをごらんください。これらを踏まえて検討を行った結果ですが、まず、地理的識別性と社会的信頼性の確保に関する現状と課題についてです。現行制度では、番号規則において、番号指定事業者には固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備等の設置や、総務大臣が告示する地域（番号区画）ごとの市外局番等の使用などが義務づけられています。これにより、固定電話番号については、番号を見ることで地域が把握できる地理的識別性が確保されており、この点は、利用者アンケートでも、全体の8割以上の方が、電話番号から地域を把握できることを「知っている」、また市外局番を見て地域を「だいたいわかる」、また「居住地近くならだいたいわかる」、「わかる場所もある」などと回答されています。また、6割の方が、市外局番を見て地域がわかることが「重要」と回答されています。

また、地理的識別性に関しましては、固定電話網がIP網に移行した後、2025年以降につきましても、既存のメタル回線が維持されていく見込みですので、これに伴い、番号区画についても維持されていく見通しとなっております。

他方、現行制度においては、転送電話について、番号を使用する場合における地理的

識別性を確保するための基準が明確になっていないという状況がございます。我が国においては、固定電話については、これまで番号指定事業者により現行制度が遵守されてきており、また、固定電話が国民生活や社会経済における重要な基盤として、全国あまねく提供されてきた長年の実績や背景がございます。このため、固定電話番号の利用者の方は、所在地が特定され、電話回線を設置する経済的な基盤などがあると認知されますので、社会経済活動や、通話において相手の信用を得やすいといった効果があり、通話の相手が知らない人である場合などでも、一定の社会的な信頼性が確保されております。

委員会では、転送電話の場合には、固定電話番号ではなくて、050番号を利用してはどうかといった議論もありましたが、法人ユーザーを中心に、050ではなく固定電話番号を使用したいニーズが存在するということが、このニーズは、これまで固定電話番号が確保してきた社会信頼性に支えられているということが、委員会及び事業者の共通認識でございました。

また、利用者アンケートについても、多くの方が、固定電話番号が示す地域外に電話が転送されることは問題であると認識されており、具体的には66%の方が、固定電話番号で示す地域と転送電話の契約者の所在地に結びつきがない状態で電話が転送されるケースを「問題だ」と回答されていて、その半分以上の方が、固定電話番号が示す地域と、契約者の所在地に結びつきの有無にかかわらず、「転送自体が問題」と回答されている状況です。

また、インターネットを経由する発信転送につきましては、過去の総務省の研究会においても検討が行われており、その際には、地理的識別性や利用者保護の観点から問題があるということで、「発信者番号を通知しない（非通知にする）ことが適当」と整理されていた経緯がございますが、これまでこの実効性には課題がありました。

5ページ目に参りまして、地理的識別性及び社会的信頼性の確保に関する方向性、考え方でございますが、固定電話サービスは地域の住宅や事業所・公共機関といった拠点との基本的な通信手段として、全国あまねく提供されているものであり、IP網への移行後も、引き続き国民生活や社会経済活動において重要な役割を担っていくものと位置づけられております。

固定電話を使用する転送電話につきましては、利用者が番号から想起する地域と実際の発着信の場所が異なるということにはなるものの、番号区画内に拠点と固定回線など

が存在する法人の職員の方が、営業や出張、テレワークなどの場合に、当該法人の固定電話番号で発着信を行いたいという一定のニーズは存在しており、このようなサービスについては利用者利便に資すると考えられます。

他方で、番号区画内に転送契約者の拠点や固定回線などが無い状態で、固定電話番号を使用する転送電話につきましては、一般利用者の視点から見ると、信頼性や法人拠点があるように装う、すなわち一般利用者の誤認を期待するといったサービスとなり、固定電話が長年積み重ねてきた信頼性や、識別性といった、経験やコストに関するフリーライドになるのではないかと議論がございました。このようなサービスが今後どんどん拡大していくとしますと、中長期的には固定電話番号の識別性や信頼性は損なわれていくことになり、やがては転送電話の利用ニーズや、市場そのものも縮退していくものと考えられます。

こうした点を踏まえまして、固定電話番号を使用して転送電話を提供する番号指定事業者及び番号非指定事業者については、以下のような点を番号の使用条件とすることにより、地理的識別性・社会的信頼性を確保していく必要があるとしております。

番号区画内に転送契約者の拠点（住所）が存在し、これを確実に担保するための実在確認及び本人確認を徹底すること。そして、転送契約者の拠点に固定端末設備及び固定端末系伝送路設備が設置されていて、固定電話番号の指定要件を満たした音声通信サービスの発着信が可能であること。そして、これらの条件を満たせない場合には、発信転送の場合などには転送電話の発信者番号を非通知とする。また、固定電話番号以外の番号、例えば050番号などを使用することとしております。

6ページに参りまして、転送電話の種類として、着信転送と発信転送の2種類がございましたが、着信転送については、一般利用者が通話したいという意思を持って固定電話番号にかけてきた電話を、携帯電話等に転送して着信できるようにしたいものである一方で、発信転送については、信頼されやすい固定電話番号に見せかけて、通話する意思を持たない一般利用者に対して発信をするものになり、番号の識別性や信頼性の観点から不適切な利用の温床となる可能性があるものであり、一般利用者が不利益をこうむる可能性があると考えられます。

また、発信転送は法人向けサービスに明確なニーズがあるとのことですが、個人向けにおいては、ニーズは明確にはなっておりません。このため発信転送におきましては、契約者の職員が営業や出張テレワークにおいて電話をかける場合など、転送契約者が個

人ではなくて法人であり、実際に発信を行う者が当該拠点での活動実績、実際の勤務や居住等があり、発信者番号への電話の折り返しが可能である場合に限り、当該拠点に係る番号区画の固定電話番号を発信者番号として通知してもよいとすることが適当ではないかと考えられます。

さらに、転送区間がインターネット網の場合には、国境に関係なく利用が可能となっておりますが、海外にしながら、携帯電話やインターネットにより発着信を行う転送電話におきましては、通話の相手には日本の固定電話番号を発信者番号として通知をしないことが望ましいと考えられます。

続いて7ページをごらんください。通話品質の識別性のあり方についてです。現状では固定電話番号を利用する電話サービスでは、設備の技術基準により、ほかの電話に比べて高水準の通話品質が確保されております。他方で、転送電話サービスの通話品質につきましては、転送区間の通話品質に依存することとなりますので、携帯電話や050IP電話、またはインターネットと同等水準ということになり、特にインターネットによる転送区間につきましては、品質が低下して保証がないこととなります。このため、通話の相手が転送契約者とは知らずに発着信を行う一般利用者においては、固定電話番号に電話をかけて通話料金も負担しているにもかかわらず、低水準の通話品質しか確保されないといった不利益も予想されるところです。

利用者アンケートでも、固定電話からの発信がインターネットから発信されることについて、全体の35%の方がインターネットから転送されている旨を通知した上で転送してほしい、29%の方が、インターネットから転送しないでほしいと回答されており、固定電話番号からの発信がインターネットから転送されている旨の通知方法については、6割以上の方が電話応答の際に音声ガイダンスで通知をしてほしいと回答されています。

この方向性、考え方としましては、固定電話を利用して転送電話を提供する番号指定事業者、番号非指定事業者については、以下の点を固定電話番号の使用条件として定めることにより、通話品質の識別性を確保することが必要としております。

まず、固定電話網以外の転送区間においては、現行の固定電話、携帯電話、または050IP電話と同等水準の品質を確保することにより一定の通話品質を確保すること。そして、これを満たせない場合、すなわち転送区間がインターネットとなる場合などには、その旨を通話相手となる一般の利用者の方が認識できるようにするための措置、これは具体的には音声ガイダンス、または画面表示による通知ということで、特に着信転



送の場合には音声ガイダンスによる通知を講じること。そして、「発信転送」で当該措置を講じることが困難な場合には、発信者番号を非通知とすることとしております。

また、インターネットを経由する転送電話につきましては、転送区間の通話品質が保証されていないため、通話品質が低水準となる可能性があることが、転送契約者及び一般利用者に正しく認識されることが重要と考えられますので、利用者に対する周知啓発に努めていくことも必要としております。

続きまして、8ページをごらんください。緊急通報の確保のあり方につきまして、現状では現行制度上、番号指定事業者には「緊急通報を利用可能とすること」が求められておりまして、固定電話の番号を付された電話端末、電話網から緊急通報に発信できることが社会的にも広く認知されており、利用者アンケートにおいても、全体の8割近くの方が固定電話番号や携帯電話番号を使用する電話から緊急通報を利用できることは重要、どちらかと言えば重要と回答されています。

他方で、固定電話番号を表示する発信転送で緊急通報を行った場合に、緊急機関に通知される固定端末の設置場所や通報者の位置情報が通報者の実態の場所と異なってしまうこととなり、緊急機関における通報者情報の紐づけや、通報者へのコールバックが難しくなり、犯罪捜査や人命救助等に支障を来す可能性がございます。また、番号非指定事業者が提供する「発信転送」サービスでは、緊急通報は利用できないため、同サービスのみを利用する法人は、万が一の非常事態の場合に、緊急通報が適切に確保されない可能性がございます。

このため、方向性、考え方としましては、緊急機関による通報者情報の紐づけや、通報者へのコールバックを適切に確保する観点から、固定電話番号を使用して転送電話を提供する番号指定事業者、番号非指定事業者において以下の対応が必要としております。

1つは、発信転送を利用する通報者においては、発信転送による緊急通報をしてしまうと、緊急機関に通知される番号と実際の通報者情報に乖離が生じてしまいますので、通報を行う場合には、転送電話からではなく、固定端末や転送元の携帯電話端末から行うこととなっております。

2つ目が、IP網への移行後は、従来の加入電話の回線保留機能のかわりに、コールバック機能の確保が求められており、着信転送を利用している固定電話からの通報者は、緊急機関からのコールバックの際に転送機能を解除する等の適切な措置を講じることが必要とされております。

また、番号非指定事業者が提供する「発信転送」においては、緊急通報を利用できない状況ですが、緊急通報を利用するためには、ほかの固定電話や携帯電話による通信手段を確保しておく必要がある点について、利用者が誤認をしないよう十分な説明や周知が必要としております。

9 ページ目に参りまして、番号指定事業者から卸提供を受けてサービスを行う番号非指定事業者による転送電話の現状についてです。番号非指定事業者が、転送電話を提供するために使用している固定電話番号は、必ず番号指定事業者が総務省から指定を受けた固定電話番号になっており、当該番号指定事業者から電気通信役務の卸提供を受けることにより番号が使用可能となっています。

しかしながら、現行制度におきましては、番号指定事業者が卸提供した番号を、番号非指定事業者が転送電話を提供するために使用する場合に対する基準は明確になっていない状況にあり、番号非指定事業者が実際に番号を使用して、転送電話などのサービスを提供している実態があるにもかかわらず、番号非指定事業者に対する卸番号の使用に関する規律がない状況になっております。このため、番号指定事業者による他の事業者への固定電話番号の卸提供に関する対応は事業者ごとにさまざまになっており、卸先事業者に対して提供形態の制約をかけているケースもあれば、かけていない、自由な提供を容認しているケースもあるといった状況です。

この方向性、考え方としましては、平成30年電気通信事業法の改正において、番号の卸提供に関する制度の整備が行われることを契機としまして、転送電話の提供に使用される番号の適正な使用を確保するため、番号指定事業者が卸提供した番号を、番号非指定事業者が転送電話の提供に使用する場合のルールを整備が必要としております。

具体的には、事業者が作成する「電気通信番号使用計画」及び番号の使用状況等に関する定期報告などにより総務省において番号指定事業者による番号の卸提供、再卸提供や再々卸提供を含む状況について、卸番号数や卸先事業者名、卸先事業者による転送電話の提供状況など、番号非指定事業者が卸提供を受けた番号の使用状況、番号の再卸の状況を確認することが必要としております。

最後に、10 ページでございますが、本検討に関する今後の取り組みにつきまして、本報告書により適正な番号使用のもとで働き方改革などの利用者利便に資する転送電話の円滑な提供が推進され、転送電話にかかわる一般利用者の利益が保護されるための方向性が明確化されました。これを受けて、関係事業者においてはサービスの提供や利用

者対応、事業者間の調整や説明・周知、番号の卸元事業者から卸先事業者への説明・周知などを行うことにより、利用者利便の一層の向上や消費者保護を図ることが必要と考えられます。

また、総務省においても、本検討及び報告書の内容を実効性あるものとしていくために必要となる制度整備を速やかに進め、関係事業者の取り組みを促進するとしております。さらに、番号の識別性や信頼性を適切に確保するためには、発信者番号の偽装表示の対策が必要と考えられます。転送電話の提供形態の多様化に伴う発信者番号偽装表示の課題について、一般社団法人電気通信事業者協会による検討・整理や、必要な対策の見直し等を行っていくこととしております。

また、先ほど要件を満たさない場合には、固定電話番号以外の番号を利用すべきとの記述がありましたが、電話サービスにおいては、固定電話番号以外にも、IP電話のための050番号や、FMCサービスのための0600番号など、サービスの特性に応じたさまざまな番号が利用可能となっており、こういったさまざまな番号をうまく活用いただいで、働き方改革の一層の推進などが求められております。総務省においても、用途に応じた適切な番号の使用の促進や、番号の信頼性向上のための環境整備に努めていくとしております。

また、番号政策委員会としましては、本報告書に基づく関係者の取り組みが適切に実施されていくよう、フォローアップや、必要な検討を実施していくとしております。

以上でございます。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

これについて、一井委員、あるいは河村委員から何か追加的なコメントはありますか。

○一井専門委員 今のところはございません。

○山内部会長 それでは、ご説明いただきました内容について、ご質問、ご意見等あればご発言を願いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○熊谷委員 どうもありがとうございました。

4月10日の本件の諮問の際に私が申し上げたのは、バランスをとったきめの細かい議論をぜひお願いしたいということとして、今回の報告書は、基本的に私が申し上げたことに非常に丁寧に応えていただいたのではないかと、そういう感想を持っております。

具体的には、固定電話のやはり最大のポイントというのが、一般の利用者の視点から

見ると、社会的な信頼性の高いサービスであるということ。具体的には市外局番による地域性ですとか高い通話の品質、そして緊急の速報、通報が可能であるというようなことの確保が求められている。

他方で、ご説明があったように、転送電話を使うと、固定電話以外の電話を使って、通話の相手に信頼されやすいような固定電話からあたかも電話をかけたように見せかけることが可能になる。確かに、法人職員だとか営業の方が、テレワークのときに会社の代表番号を表示して電話すると、そういうニーズに応えることができる便利なサービスではあるわけですがけれども、やはりこれを悪用したような詐欺の案件なども出ているということを仄聞するところでもあります。

したがって、結論としては、今回の報告書で、事業者、そして転送電話の利用者、さらには一般の消費者というそれぞれの視点から、非常に多面的で丁寧な形で議論を進めていただいて、どのような転送電話が許容されて、どのようなものが許容されないかというルールのある方について考え方を整理していただいたということは、非常に意義のあることだと思いますし、評価をしたいと思います。

報告書の内容に関しては、全く異存はございません。以上です。

○山内部会長　　ありがとうございました。

そのほかにご発言。どうぞ。

○知野委員　　今回、消費者のアンケート調査を踏まえて、電話番号の表示、地域性等について、かなり信頼性を持っているとか、いろいろ現実が浮き彫りになったと思います。

それで、フォローアップを進められるということで、最後の10ページに電気通信事業協会の検討・整理とか、これから委員会としてもフォローアップをやっていくということを上げていますけれども、一方で現実がどんどん進んでいく中で、やはり急ぐ必要があるのではないかと思います。フォローアップのタイミング、時間軸としては、いつぐらいまでにこういう検討の結果を出し、対策をとっていかうとお考えでしょうか。

○山内部会長　　事務局、お願いします。

○深堀番号企画室長　　ありがとうございます。電気通信事業者協会さんとは、この報告書の内容を踏まえてご相談をさせていただきまして、この報告書を踏まえた何らかの検討の場を立ち上げていただいて、検討を開始していただけると伺っております。

いつまでに検討の結果が出るかというところまでは、現時点では判明しておりませんが、なるべく速やかに検討を進めていただくようお願いをしたいと思います。

また、総務省におきましても、先ほど申し上げましたとおり、これから改正事業法に基づく省令改正等を予定しておりますが、その中でこの件についても適切に取り上げていくことによって、サービスについては展開はされていくということではございますけれども、おくれないようにしっかり対応を進めていきたいと考えております。

○知野委員　そうですね。進む現実にとりあえず早く対応するかということもありますし、それから、その過程において、やはり今こういうことが行われている、注意をしなければいけないということなどをもっと説明していったほうがいいのではないかと感じました。以上です。

○山内部会長　ほかにご発言ございますか。特によろしゅうございますか。

それでは、ご質問と、また、ご意見をいただきましたけれども、お聞き及びのように、本報告書について、大きな修正を要するというご意見はなかったというふうに理解しております。つきましては、本報告書を当部会の答申案として了承して、意見招請の手続を行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○山内部会長　ありがとうございます。それでは、事務局は具体的な手続をお願いいたします。

## 閉　　会

○山内部会長　それでは以上で本日の議題は終了ということになりますが、委員の中から特にご発言があれば承りますが、いかがですか。よろしいですか。

事務局はいかがでしょう。

○後潟管理室長　ございません。

○山内部会長　それでは、本日の会議を終了させていただきます。

なお、次回の日程等につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を申し上げます。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。